

議 案 目 録

- 報告第11号 令和4年度下妻市財政の健全化判断比率について
- 報告第12号 令和4年度下妻市公営企業の資金不足比率について
- 報告第13号 一般財団法人下妻市開発公社令和4年度経営状況報告について
- 報告第14号 株式会社ふれあい下妻令和4年度経営状況報告について
- 議案第49号 下妻市市税条例の一部改正について
- 議案第50号 令和5年度下妻市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第51号 令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 認定第1号 令和4年度下妻市一般会計歳入歳出決算について
- 認定第2号 令和4年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 認定第3号 令和4年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 認定第4号 令和4年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 認定第5号 令和4年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第6号 令和4年度下妻市水道事業会計決算について
- 認定第7号 令和4年度下妻市下水道事業会計決算について

報告第11号

令和4年度下妻市財政の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度下妻市財政の健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

記

(単位 %)

区 分	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－（比率なし）	13.20
連結実質赤字比率	－（比率なし）	18.20
実質公債費比率	7.6	25.0
将来負担比率	77.1	350.0

監 第 15 号

令和5年7月27日

下妻市長 菊池 博 様

下妻市監査委員 舘野 孝 男

下妻市監査委員 原 部 司

令和4年度健全化判断比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、審査に付された令和4年度健全化判断比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和4年度健全化判断比率の審査意見書

1 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年7月27日まで

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、健全化判断比率の数値は、次のとおりである。

(単位 %)

区 分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.20
連結実質赤字比率	—	—	18.20
実質公債費比率	7.6	7.6	25.0
将来負担比率	77.1	68.5	350.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

ア 令和4年度の実質赤字比率は、実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

イ 令和4年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

ウ 令和4年度の実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

エ 令和4年度の将来負担比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

報告第12号

令和4年度下妻市公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度下妻市公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

記

(単位 %)

区 分	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	－（比率なし）	20.0
下水道事業会計	－（比率なし）	20.0

監 第 16 号

令和5年7月27日

下妻市長 菊池 博 様

下妻市監査委員 舘野 孝 男

下妻市監査委員 原 部 司

令和4年度資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和4年度資金不足比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和4年度資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年7月27日まで

2 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位 %)

区 分	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

令和4年度の資金不足比率は、対象となる水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足が生じていないため算定されないことを確認した。

報告第13号

一般財団法人下妻市開発公社令和4年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

令和4年度事業報告並びに決算報告書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和4年度事業報告

平成26年4月に財団法人から一般財団法人へ移行した当社は、公益法人としての社会的使命を果たせるよう、企業誘致関連事業及び工業団地造成事業からなる公益目的事業を中心に事業を展開し、下妻市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とした法人運営に努めてきた。

企業誘致関連事業については、しもつま鯨工業団地において、米大手エスティローダーカンパニーズの子会社 EL APSC 合同会社が一部操業中であり、令和5年5月の竣工に向けて引き続き工事が進められている。また、同工業団地において、フジパン株式会社が令和5年7月の操業開始に向け工場の建設を進めている。同社については、令和5年3月に竣工した法務局北側隣接地の社宅にとどまらず、従業員用の賃貸住宅が不足する旨の相談があり、住宅斡旋に関するフォローアップを行った。その結果、転居を伴う従業員139名のうち122名が市内に移住するという大きな成果を挙げることができた（社宅居住者49名を含む。）。さらに、しもつま桜塚工業団地においては、SMC株式会社第2工場が令和4年4月末に竣工し、常総市にある筑波工場からの設備移転、従業員の異動が順次進められ、昨年末には稼働を開始した。

一方、操業中の市内企業に対しては、行政との情報交換や地域内の連携を図るため、令和4年6月に下妻市工業団地立地企業連絡協議会を市と共同して設立し、7月には下妻市合同企業説明会を開催し、雇用支援を行った。

工業団地造成事業については、市内古沢・袋畑地区に計画した「しもつま中央工業団地造成事業」の開発行為や農地転用など各種許認可の取得、用地買収の目途が立ち、令和5年6月から造成工事に着手し、令和7年3月に引渡しを予定している。

このほか、企業誘致による効果を市内への移住・定住につなげるため、情報誌「下妻ってこんなまち」の改訂版を作成し、さらに、外国語を母語とする市民及び誘致企業の関係者にもPRするため、同誌の英語版も作成した。

収益事業については、水戸地方法務局下妻支局への貸付けや小島地区の一時貸付けなどを通じて、社有地の有効利用を図り、適正な法人運営に努めた。

今後も、地域産業の発展及び企業誘致による経済の活性化をはじめ、移住・定住促進事業など市政の一翼を担いながら、自立した組織として存続していくため、将来を見据えた経営判断を行い、事業を進めていくこととする。

評 議 員 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第 1 回	令和 4 年 5 月 25 日	令和 3 年度事業報告及び計算書類について	承認
		理事の選任について	可決
		評議員の選任について	可決

理 事 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第 1 回	令和 4 年 5 月 11 日	令和 3 年度事業報告及び計算書類の承認について	承認
		令和 4 年度事業計画及び予算について	可決
		理事候補者の選出について	可決
		EL APSC合同会社との覚書締結について	可決
		石の宮地区社有地の利活用について（報告）	—
第 2 回	令和 4 年 5 月 26 日	一般財団法人下妻市開発公社理事長の選定について	可決
第 3 回	令和 5 年 2 月 21 日	主たる事務所の移転について	可決
		（仮称）しもつま中央工業団地の名称について	可決
		しもつま中央工業団地造成事業の進捗状況について（報告）	—

事業報告附属明細書

令和4年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。

以 上

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	18	18	0
1 基本財産受取利息	18	18	0
2 事業収益	1,514,726	149,977,218	△ 148,462,492
1 土地売却収益	0	146,250,000	△ 146,250,000
2 土地貸付収益	1,514,726	3,727,218	△ 2,212,492
3 雑収益	239,498	113,845	125,653
1 受取利息	192,746	113,845	78,901
2 雑収益	46,752	0	46,752
経常収益計	1,754,242	150,091,081	△ 148,336,839
(2) 経常費用			
1 事業費	54,415,859	262,612,499	△ 208,196,640
1 売上原価	0	187,424,026	△ 187,424,026
2 給料手当	338,710	709,596	△ 370,886
3 旅費交通費	230,822	33,590	197,232
4 接待交際費	63,856	80,062	△ 16,206
5 広告宣伝費	73,000	33,000	40,000
6 通信運搬費	57,827	69,477	△ 11,650
7 消耗什器備品費	0	0	0
8 消耗品費	290,337	532,936	△ 242,599
9 修繕費	256,250	293,225	△ 36,975
10 印刷製本費	0	0	0
11 燃料費	85,723	80,305	5,418
12 減価償却費	659,440	441,975	217,465
13 支払手数料	262,490	198,025	64,465
14 保険料	195,633	175,482	20,151
15 委託費	9,074,571	4,874,100	4,200,471
16 工事請負費	1,793,000	6,364,600	△ 4,571,600
17 補償費	0	0	0
18 支払負担金	40,078,000	60,078,000	△ 20,000,000
19 支払利息	0	0	0
20 租税公課	956,200	1,224,100	△ 267,900
2 管理費	227,286	227,953	△ 667
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	0	0	0
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 通信運搬費	0	0	0
6 消耗什器備品費	0	0	0
7 消耗品費	32,259	59,215	△ 26,956
8 修繕費	0	0	0
9 燃料費	9,524	8,922	602
10 減価償却費	73,271	49,108	24,163
11 支払手数料	495	1,210	△ 715
12 保険料	21,737	19,498	2,239
13 委託費	0	0	0
14 租税公課	10,000	10,000	0
経常費用計	54,643,145	262,840,452	△ 208,197,307

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 52,888,903	△ 112,749,371	59,860,468
評価損益等計	0	0	
当期経常増減額	△ 52,888,903	△ 112,749,371	59,860,468
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	△ 1	0	△ 1
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 52,888,904	△ 112,749,371	59,860,467
一般正味財産期首残高	2,272,063,359	2,384,812,730	△ 112,749,371
一般正味財産期末残高	2,219,174,455	2,272,063,359	△ 52,888,904
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,220,174,455	2,273,063,359	△ 52,888,904

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1 基本財産運用益	0	0	18	18
1 基本財産受取利息	0	0	18	18
2 事業収益	0	1,514,726	0	1,514,726
1 土地売却収益	0	0	0	0
2 土地貸付収益	0	1,514,726	0	1,514,726
3 雑収益	239,498	0	0	239,498
1 受取利息	192,746	0	0	192,746
2 雑収益	46,752	0	0	46,752
経常収益計	239,498	1,514,726	18	1,754,242
(2) 経常費用				
1 事業費	53,418,438	997,421	0	54,415,859
1 売上原価	0	0	0	0
2 給料手当	338,710	0	0	338,710
3 旅費交通費	230,822	0	0	230,822
4 接待交際費	63,856	0	0	63,856
5 広告宣伝費	73,000	0	0	73,000
6 通信運搬費	57,827	0	0	57,827
7 消耗什器備品費	0	0	0	0
8 消耗品費	258,078	32,259	0	290,337
9 修繕費	256,250	0	0	256,250
10 印刷製本費	0	0	0	0
11 燃料費	76,199	9,524	0	85,723
12 減価償却費	586,169	73,271	0	659,440
13 支払手数料	262,160	330	0	262,490
14 保険料	173,896	21,737	0	195,633
15 委託費	9,041,571	33,000	0	9,074,571
16 工事請負費	1,793,000	0	0	1,793,000
17 補償費	0	0	0	0
18 支払負担金	40,078,000	0	0	40,078,000
19 支払利息	0	0	0	0
20 租税公課	128,900	827,300	0	956,200
2 管理費	0	0	227,286	227,286
1 役員報酬	0	0	80,000	80,000
2 給料手当	0	0	0	0
3 旅費交通費	0	0	0	0
4 会議費	0	0	0	0
5 通信運搬費	0	0	0	0
6 消耗什器備品費	0	0	0	0
7 消耗品費	0	0	32,259	32,259
8 修繕費	0	0	0	0
9 燃料費	0	0	9,524	9,524
10 減価償却費	0	0	73,271	73,271
11 支払手数料	0	0	495	495

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
12 保険料	0	0	21,737	21,737
13 委託費	0	0	0	0
14 租税公課	0	0	10,000	10,000
経常費用計	53,418,438	997,421	227,286	54,643,145
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 53,178,940	517,305	△ 227,268	△ 52,888,903
評価損益等計				
当期経常増減額	△ 53,178,940	517,305	△ 227,268	△ 52,888,903
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	1	1
当期経常外増減額	0	0	△ 1	△ 1
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 53,178,940	517,305	△ 227,269	△ 52,888,904
一般正味財産期首残高	2,272,063,359	0	0	2,272,063,359
一般正味財産期末残高	2,218,884,419	517,305	△ 227,269	2,219,174,455
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	0	0	1,000,000
指定正味財産期末残高	1,000,000	0	0	1,000,000
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,219,884,419	517,305	△ 227,269	2,220,174,455

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金	459,829,301	570,952,730	△ 111,123,429
貯蔵品	0	8,000	△ 8,000
棚卸資産（土地）	791,988,776	335,368,092	456,620,684
流動資産合計	1,251,818,077	906,328,822	345,489,255
2 固定資産			
(1) 基本財産	1,000,000	1,000,000	0
定期預金	1,000,000	1,000,000	0
常陽銀行下妻支店	500,000	500,000	0
筑波銀行下妻営業部	500,000	500,000	0
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	2,175,506	517,494	1,658,012
器具備品	185,979	243,203	△ 57,224
営業保証金	600,000	600,000	0
預託金	24,280	24,260	20
土地	163,379,697	163,379,697	0
有価証券	1,000,000	1,000,000	0
定期預金	800,000,000	1,200,000,000	△ 400,000,000
その他の固定資産合計	967,365,462	1,365,764,654	△ 398,399,192
固定資産合計	968,365,462	1,366,764,654	△ 398,399,192
資産合計	2,220,183,539	2,273,093,476	△ 52,909,937
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
預り金	9,084	30,117	△ 21,033
流動負債合計	9,084	30,117	△ 21,033
2 固定負債			
長期借入金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	9,084	30,117	△ 21,033
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
2 一般正味財産			
一般正味財産	2,219,174,455	2,272,063,359	△ 52,888,904
一般正味財産合計	2,219,174,455	2,272,063,359	△ 52,888,904
(うち基本財産への充当額)	1,000,000	1,000,000	0
正味財産合計	2,220,174,455	2,273,063,359	△ 52,888,904
負債及び正味財産合計	2,220,183,539	2,273,093,476	△ 52,909,937

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については、移動平均法による原価基準を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産については、定額法による減価償却を実施している。

(3) 消費税について

消費税の会計処理については、税込方式による。

2 固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

カローラツーリング（初年度） （単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,333,500	227,322	2,106,178
合計	2,333,500	227,322	2,106,178

カローラツーリング減価償却費予定表 （単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	7	227,322	227,322	2,106,178
2年目	12	389,695	617,017	1,716,483
3年目	12	389,695	1,006,712	1,326,788
4年目	12	389,695	1,396,407	937,093
5年目	12	389,695	1,786,102	547,398
6年目	12	389,695	2,175,797	157,703
7年目	5	157,702	2,333,499	1

ノア（6年目） （単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,683,624	2,614,296	69,328
合計	2,683,624	2,614,296	69,328

ノア減価償却費予定表 （単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	10	373,471	373,471	2,310,153
2年目	12	448,165	821,636	1,861,988
3年目	12	448,165	1,269,801	1,413,823
4年目	12	448,165	1,717,966	965,658
5年目	12	448,165	2,166,131	517,493
6年目	12	448,165	2,614,296	69,328
7年目	2	69,327	2,683,623	1

ドローン（2年目）

（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	286,121	100,142	185,979
合計	286,121	100,142	185,979

ドローン減価償却費予定表

（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	9	42,918	42,918	243,203
2年目	12	57,224	100,142	185,979
3年目	12	57,224	157,366	128,755
4年目	12	57,224	214,590	71,531
5年目	12	57,224	271,814	14,307
6年目	3	14,306	286,120	1

3 基本財産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計		1,000,000	0	0	1,000,000

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金			
普通預金			
常陽銀行 下妻支店	常陽銀行 下妻支店	運転資金として	6,476,540
筑波銀行 下妻営業部	筑波銀行 下妻営業部	運転資金として	25,826,416
常総ひかり農協 下妻支店	常総ひかり農協 下妻支店	運転資金として	427,526,345
棚卸資産			
棚卸資産(土地)	長塚地区 3,901㎡		21,658,976
	石の宮地区 29,818㎡		264,414,816
	古沢・袋畑地区 0㎡	工業団地開発造成地	505,914,984
流動資産合計			1,251,818,077
(固定資産)			
基本財産			
定期預金			
常陽銀行 下妻支店	常陽銀行 下妻支店		500,000
筑波銀行 下妻営業部	筑波銀行 下妻営業部		500,000
その他の固定資産			
車両運搬具			2,175,506
器具備品			185,979
営業保証金		宅地建物取引業営業保証金	600,000
預託金		車両リサイクル料金	24,280
土地	小島地区 3,543㎡	下妻市指定文化財「小島草庵跡地」であり、用地の一部を収益事業として隣接事業者へ貸付(駐車場)	4,390,456
	舟山地区 1,589.71㎡	収益事業として水戸地方法務局下妻支局へ貸付	158,989,241
有価証券	株式会社ふれあい下妻株式20株		1,000,000
定期預金			
常陽銀行 下妻支店	常陽銀行 下妻支店		400,000,000
筑波銀行 下妻営業部	筑波銀行 下妻営業部		400,000,000
固定資産合計			968,365,462
資産合計			2,220,183,539
(流動負債)			
預り金		源泉徴収所得税の預り金	9,084
流動負債合計			9,084
負債合計			9,084
正味財産			2,220,174,455

土 地 調 書

令和5年3月31日現在

	土 地 所 在 地	面積 (㎡)	帳簿価格 (円)	備 考
長塚地区	下妻市長塚字瀬戸川501番 外5筆	3,901.00	21,658,976	棚卸資産
小島地区	下妻市小島字四体仏490番1	3,543.00	4,390,456	その他の固定資産
舟山地区	下妻市下妻字舟山甲41番4 外7筆	1,589.71	158,989,241	その他の固定資産
石の宮地区	下妻市石の宮字石の宮55番1 外1筆	29,818.00	264,414,816	棚卸資産
古沢・袋畑地区	工業団地開発造成地	0.00	505,914,984	棚卸資産
棚卸資産(土地)計		33,719.00	791,988,776	
その他の固定資産計		5,132.71	163,379,697	
合 計		38,851.71	955,368,473	

監 査 意 見 書

一般財団法人下妻市開発公社定款第23条第1項の規定により、令和5年4月26日、理事長から提出された令和4年度事業報告並びに財務諸表の各項について証書、伝票、諸帳簿を監査した結果、いずれも適正なものと認める。

令和5年4月26日

監 事 谷田部 猛

監 事 増子 朋哉

令和5年度事業計画書並びに予算書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和5年度事業計画書

1 基本方針

下妻市の総合開発に関連する工業用地、住宅用地等の取得、造成、斡旋及び処分などの諸計画を推進し、もって下妻市の発展と市民生活の向上に寄与する。

2 主な事業内容

(1) 公益目的事業

① 企業誘致関連事業

- ・しもつま中央工業団地の造成

令和5年6月から着工し、令和6年度末（令和7年3月）の土地引渡しを目指す。また、工業団地内の緑地及び調整池の利活用方策について、調査、研究を進める。

- ・しもつま中央工業団地への企業誘致

令和5年度中に募集を開始し、優良企業の誘致を推進する。

- ・誘致企業のフォローアップ

しもつま鯨工業団地に誘致した3社については、円滑に工場の建設及び操業ができるよう、引き続き各種フォローアップ活動を進めるとともに、街灯設置などの周辺環境整備に取り組む。

② その他事業

「第2期下妻市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」（令和2年度～令和6年度）の実現に向けて、新規誘致企業を中心に下妻市の魅力をPRし、地元雇用の推進、移住・定住に繋がる取組を推進する。

特に誘致企業において移住・定住の需要が高まっていることから、不動産業者との連携強化による移住の推進、また、定住の促進として、市と連携した新たな住宅政策について、調査、研究を行う。

(2) 収益事業

水戸地方法務局下妻支局への長期貸付地である「舟山地区」や下妻市指定文化財「小島草庵」跡地である「小島地区」について、引き続き保有地の有効活用として土地貸付事業を行う。

(3) 法人会計事業

評議員会及び理事会の運営、法人会計業務等、一般財団法人として相応しい法令を遵守した組織運営を行う。

令和5年度予算書（正味財産）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	1,000	1,000	0
1 基本財産受取利息	1,000	1,000	0
2 事業収益	1,500,000	1,500,000	0
1 土地売却収益	0	0	0
2 土地貸付収益	1,500,000	1,500,000	0
3 雑収益	21,000	21,000	0
1 受取利息	20,000	20,000	0
2 雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	1,522,000	1,522,000	0
(2) 経常費用			
1 事業費	25,560,000	52,010,000	△ 26,450,000
1 売上原価	0	0	0
2 給料手当	300,000	300,000	0
3 旅費交通費	300,000	100,000	200,000
4 接待交際費	300,000	100,000	200,000
5 広告宣伝費	5,000,000	50,000	4,950,000
6 通信運搬費	80,000	80,000	0
7 消耗什器備品費	30,000	30,000	0
8 消耗品費	500,000	500,000	0
9 修繕費	50,000	50,000	0
10 印刷製本費	50,000	50,000	0
11 燃料費	100,000	100,000	0
12 減価償却費	450,000	450,000	0
13 支払手数料	100,000	100,000	0
14 保険料	250,000	250,000	0
15 貸借料	50,000	50,000	0
16 委託費	7,000,000	7,000,000	0
17 工事請負費	10,000,000	2,000,000	8,000,000
18 補償費	0	0	0
19 支払負担金	200,000	40,000,000	△ 39,800,000
20 支払利息	0	0	0
21 租税公課	800,000	800,000	0
2 管理費	700,000	700,000	0
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	20,000	20,000	0
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 接待交際費	0	0	0
6 通信運搬費	20,000	20,000	0
7 消耗什器備品費	100,000	100,000	0
8 消耗品費	100,000	100,000	0
9 修繕費	20,000	20,000	0
10 印刷製本費	20,000	20,000	0
11 燃料費	20,000	20,000	0

令和5年度予算書（正味財産）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
12 減価償却費	50,000	50,000	0
13 支払手数料	20,000	20,000	0
14 諸謝金	20,000	20,000	0
15 保険料	30,000	30,000	0
16 委託費	100,000	100,000	0
17 租税公課	100,000	100,000	0
経常費用計	26,260,000	52,710,000	△ 26,450,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 24,738,000	△ 51,188,000	26,450,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 24,738,000	△ 51,188,000	26,450,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 24,738,000	△ 51,188,000	26,450,000
一般正味財産期首残高	2,219,174,455	2,272,063,359	△ 52,888,904
一般正味財産期末残高	2,194,436,455	2,220,875,359	△ 26,438,904
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,195,436,455	2,221,875,359	△ 26,438,904

一般財団法人下妻市開発公社 評議員及び役員名簿

評 議 員	猪 瀬 憲 一
評 議 員	浅 野 妙 子
評 議 員	栗 山 学
理 事 長	菊 池 博
副 理 事 長	齋 藤 章
常 務 理 事	渡 辺 尚
理 事	倉 持 総 男
理 事	岡 本 俊 彦
理 事	増 子 朋 哉
理 事	柴 崎 臣 光
理 事	飯 田 薫
理 事	小 田 和 男
理 事	塚 越 剛
監 事	谷 田 部 猛
監 事	風 間 紀 寿

報告第14号

株式会社ふれあい下妻令和4年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

株式会社 ふれあい下妻

経営状況報告書

第 25 期

(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

第25期 営業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 営業の状況

《全体の状況》

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、コロナ禍前の令和元年度以前より大きく売上げの改善ができた一年となりました。

また、本年度は道の駅常総の令和5年春のグランドオープンを見据え、「道の駅しもつまスタイルの確立」として、「お手頃な商品価格」、「農産物の充実」、「明るい挨拶」、「話題性のある品揃え」をテーマに、主に次の5つの取組に力を入れた運営をしました。

- ①つくば研究学園エリアへの新聞折り込み広告の実施による新規顧客獲得など、近隣市町村からの集客の強化
- ②毎月のイベント企画として、「季節のイベント」、「月末市」の実施
- ③今年度新たに加わったエグゼクティブアドバイザーによる売場及び商品構成改革の実施（「京漬物・京豆腐」、「北海道山わさびソース」、姉妹都市である福井県あわら市の特産品の販売など）
- ④顧客とのコミュニケーションの強化を目的とした試食販売及び対面販売の強化
- ⑤人気アイドルグループ来店のテレビ収録・放映に係る反響への対応強化

以上の取組の結果、令和4年度の売上高は763,907千円と過去最高となり、前年度比約116%を達成することができました。

《全体売上・来場者数》

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	763,907千円	658,171千円	105,736千円	116.0%
来場者数（直営店）	626,625人	568,077人	58,548人	110.3%
来場者数（テナントを含む）	700,289人	633,119人	67,170人	110.6%

売上目標	売上高	対比額	対比率
682,210	763,907千円	81,697千円	111.9%

《農産物直売コーナー》

農産物直売については、コロナ禍においても安定した売上げを上げており、道の駅しもつまの顔として新鮮で安心な食を提供しております。その中でも下妻市農産物出荷組合から出荷される農産物については品質、味ともに来場者から高評価を得ており、過去最高の売上げとなりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①下妻市農産物出荷組合が出荷する農産物における最低販売価格の変更（100円から110円への変更）
- ②下妻産梨及び県内産梨の販売強化
- ③梨、桃、メロンなどの果物味比べパック販売など、果物類販売の強化
- ④人気アイドルグループ来店テレビ放映効果によるフルーツ大福、干し芋、豆腐等の販売数増加への対応
- ⑤棚板の増加等による陳列面積の拡張

売上高は343,642千円で過去最高となり、前年度比38,908千円の増加となりました。

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	343,642千円	304,734千円	38,908千円	112.7%
来場者数	242,420人	229,694人	12,726人	105.5%

《お土産品・コンビニコーナー》

過去2年間は、コロナ禍による観光需要の低迷により売上げが大きな影響を受けておりましたが、商品構成の見直しや人気アイドルグループ来店テレビ放映効果、また2月～3月にかけては近隣市町村でのイベント復活の影響により、売上げはコロナ禍以前と同程度までに回復しました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①商品販売数のデータ管理に基づく売れる売場づくりの実践
- ②ミニフェア、ミニイベントの定期的な開催
- ③他県からの「こだわり商品」、「話題性が高まる商品」販売の実施
 - ・京都府の漬物、豆腐、日本酒、胡麻油
 - ・北海道の山わさびソース、ジャム、ディップソース、パスタ
 - ・徳島県の鳴門金時「蜜芋」等
- ④下妻市との姉妹都市である福井県あわら市の特産品販売
 - ・さつま芋、海産物、かまぼこ等

売上高は140,659千円となり、前年度比25,531千円の増加となりました。

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	140,659千円	115,128千円	25,531千円	122.1%
来場者数	127,634人	113,302人	14,332人	112.6%

《お食事処しもん亭》

過去2年間は、コロナ禍によりテイクアウトの弁当販売が多くを占めておりましたが、徐々に来場者が戻り、店内は通常の賑わいを取り戻しました。本年度は市場調査の結果をもとに弁当や献立にも創意工夫を図った結果、過去最高の売上高となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①多店舗の調査結果を参考とした弁当の内容、価格、器等の改善
 - ・大手コンビニを参考としたおにぎり「具が大きいシリーズ」等

- ②おせち料理販売におけるふるさと納税対応の強化

- ・ふるさと納税受付サイトの追加（「ふるさとチョイス」への追加登録）

売上高は65,340千円で過去最高となり、前年度比8,748千円の増加となりました。

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	65,340千円	56,592千円	8,748千円	115.4%
来場者数	42,734人	32,192人	10,542人	132.7%

《そば打ちめいじん亭》

本年度は弁当販売数の見直しや新弁当及び季節の献立の充実に加え、そば打ちめいじん亭のメインのイベントである「新そば祭り」の開催日数を増やす等により集客に努めました。そば打ちめいじん亭は客席数に限りがありますが、コロナ禍を経たことにより、屋外にあるテーブル席で開放的に食事をする方も多く、本年度は過去最高の売上高となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①季節の献立、日替り弁当の充実及び製造数の増加

- ②11月から就任した新店長による弁当や献立内容の改善

- ③屋外での飲食に対応した案内板の設置

- ④新そば祭り開催日数の増（4日間→5日間）

- ⑤新サイドメニューとしての天婦羅の単品販売

売上高は52,833千円で過去最高となり、前年度比9,430千円の増加となりました。

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	52,833千円	43,403千円	9,430千円	121.7%
来場者数	42,357人	37,907人	4,450人	111.7%

《BAKERY しもんばん》

令和3年度に新商品として開発した「贅沢パンシリーズ5種類」、「下妻プレミアムプリン」は看板商品として引き続き人気を博し、本年度も売上げを伸ばしました。また、豊富な品揃えや個包装で衛生的であること、手頃な価格や毎月の新作パン投入など、来場者だけでなく、大手百貨店やスーパーのバイヤーからも高い評価を受け、本年度の売上高は初の1億円突破となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①看板商品である「贅沢パンシリーズ5種類」販売数の強化
- ②「贅沢パンシリーズ2種類」の三越伊勢丹の通販サイトへの登録
- ③カスミの新業態店「ブランデ研究学園店」での「道の駅しもつまフェア」の開催
- ④人気アイドルグループ来店テレビ放映効果による下妻プレミアムプリン販売数増加への対応
- ⑤他店にはない新作パン開発の実践
- ⑥材料費高騰、電気料高騰に伴う販売価格引上げの実施（2回実施）

売上高は102,342千円で初の1億円超えとなり、前年度比17,053千円の増加となりました。

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	102,342千円	85,289千円	17,053千円	119.9%
来場者数	116,990人	105,469人	11,521人	110.9%

《下妻納豆福よ来い》

観光需要の高まりとともに道の駅しもつまの来場者が増え、納豆の納品先である他の各道の駅でも同様の状況であり、納豆の売上げは増加傾向となりました。また、人気アイドルグループ来店テレビ放映効果により納豆販売数が爆発的に増加したため、増産体制をとることで対応しました。その他、新規取引先としてカスミグループ2店舗が加わったほか、資材や食品価格の高騰もあり、納豆の価格調整として値上げを実施したことにより、過去最高の売上げとなりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①観光需要の高まりによる道の駅しもつまや各取引先での納豆販売数増加への対応
 - ・納豆納品先の道の駅
 - 「まくらがの里こが」、「ごか」、「さかい」、「グランテラス筑西」、
 - 「いたこ」、「庄和（埼玉県）」 計6施設

②納豆の日に合わせたスポット的な取引の実施

・羽田空港ロビー売店、道の駅もつくる新城（愛知県）

③人気アイドルグループ来店のテレビ放映効果による「わら納豆」、「旨爽納豆」の爆発的な販売数増加への対応

売上高は47,670千円となり、前年度比5,929千円の増加となりました。

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	47,670千円	41,741千円	5,929千円	114.2%

《宝くじ売り場》

年5回販売されるジャンボ宝くじのうち、売場から1等前後賞の当選が2回出ており話題性が高まったため、販売数を大きく伸ばし過去最高の手数料収入となりました。

主な取組は、次のとおりです。

①大宝八幡宮宮司による年2回の当選祈願祭の実施

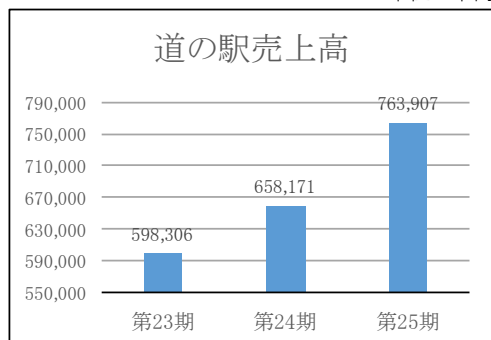
②1等前後賞の当選について、施設内看板、インターネット、新聞折込等によるPRを実施

手数料収入高は6,690千円となり、前年度比521千円の増加となりました。

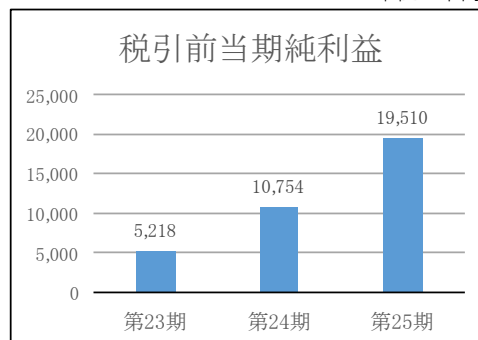
※以下の金額は、手数料収入です。

	今年度	前年度	前年度対比	対比率
販売手数料	6,690千円	6,169千円	521千円	108.4%
来場者数	54,432人	49,483人	4,949人	110.0%

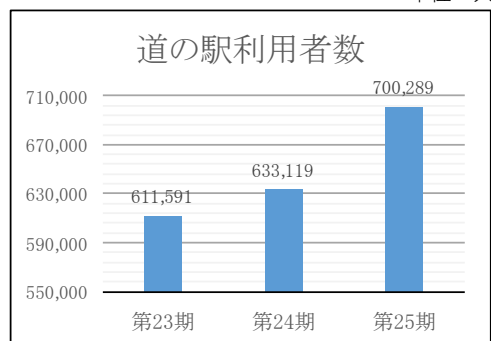
単位：千円



単位：千円



単位：人



単位：千円・人

	第23期	第24期	第25期	前期比増減	前期比
道の駅売上高	598,306	658,171	763,907	105,736	116.0%
税引前当期純利益	5,218	10,754	19,510	8,756	181.4%
道の駅利用者数	611,591	633,119	700,289	67,170	110.6%

2. 従業員の状況（令和5年4月1日現在）

単位：人

	従業員数	前年比
正社員	24	1
嘱託	1	△3
パート	30	△4
アルバイト	5	0
合計	60	△6

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金および預金	153,295,830	買掛金	38,640,174
売掛金	14,703,252	1年内返済長期借入金	7,992,000
商品	8,987,774	未払金	2,422,794
貯蔵品	2,473,959	未払費用	11,930,671
前渡金	16,091,032	前受金	2,287,100
未収入金	338,955	預り金	813,724
立替金	1,894,893	未払法人税等	1,060,000
前払費用	151,281	未払消費税	5,564,100
貸倒引当金	△141,700	賞与引当金	875,010
流動資産合計	197,795,276	流動負債合計	71,585,573
建物	1,100,152	長期借入金	12,694,000
建物付属設備	785,058	預り保証金	1,860,000
構築物	4,435,910	長期未払金	3,555,871
機械・装置	1,102,434	固定負債合計	18,109,871
車両・運搬具	3		
工具・器具・備品	4,809,390		
有形固定資産合計	12,232,947		
ソフトウェア	271,522		
無形固定資産合計	271,522		
出資金	9,000		
長期前払費用	236,096		
保証金	2,900,000		
投資合計	3,145,096		
固定資産合計	15,649,565		
加盟金	4,001		
繰延資産合計	4,001		
		負債の部合計	89,695,444
		純資産の部	
		資本金	25,000,000
		資本金合計	25,000,000
		利益準備金	648,800
		利益準備金合計	648,800
		別途積立金	20,000,000
		繰越利益剰余金	78,254,598
		その他利益剰余金合計	98,254,598
		利益剰余金合計	98,903,398
		自己株式	△150,000
		自己株式合計	△150,000
		株主資本合計	123,753,398
		純資産の部合計	123,753,398
資産の部合計	213,448,842	負債・純資産の部合計	213,448,842

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
【営業損益の部】		
売上高	763,907,864	
売上高合計		763,907,864
期首棚卸高	8,983,725	
仕入高	466,550,113	
合計	475,533,838	
期末棚卸高	8,987,774	
売上原価合計		466,546,064
売上総利益 (損失)		297,361,800
販売費および一般管理費合計		283,233,605
営業利益 (損失)		14,128,195
【営業外損益の部】		
受取利息割引料	1,080	
貸倒引当金戻入額	127,500	
雑収入	5,662,065	
営業外収益合計		5,790,645
支払利息割引料	402,435	
繰延資産償却	2,000	
雑損失	3,790	
営業外費用合計		408,225
経常利益 (損失)		19,510,615
特別損益の部		
税引前当期純利益 (損失)		19,510,615
法人税及び住民税	1,060,000	
当期純利益		18,450,615

販売費・一般管理費

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
事務員給与	16,260,762
従業員賞与	9,202,236
退職金	1,605,162
法定福利費	19,928,783
厚生費	1,834,362
雑給	4,263,999
販売員給与	126,301,096
販売員旅費	538,894
広告宣伝費	5,091,555
発送配達費	2,827,219
販売促進費	2,304,786
支払手数料	2,943,055
リース料	1,788,725
減価償却費	6,398,430
地代家賃	145,000
修繕費	6,439,043
通信交通費	1,098,946
水道光熱費	23,106,602
租税公課	344,665
寄附金	70,000
接待交際費	496,475
保険料	1,719,600
備品・消耗品費	23,561,378
管理諸費	9,645,111
研修費	278,513
車両燃料費	959,683
貸倒引当金繰入額	141,700
車両修繕費	957,510
委託警備費	643,880
委託清掃費	12,162,593
雑費	173,842
販売費及び一般管理費合計	283,233,605

株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

	当 期 首 残 高	変 動 事 由		当 期 変 動 額 合 計	当 期 末 残 高
		当 期 純 利 益			
資本金	25,000,000			0	25,000,000
資本金合計	25,000,000			0	25,000,000
利益準備金	648,800			0	648,800
利益準備金合計	648,800			0	648,800
別途積立金	20,000,000			0	20,000,000
繰越利益剰余金	59,803,983	18,450,615		18,450,615	78,254,598
その他利益剰余金合計	79,803,983	18,450,615		18,450,615	98,254,598
利益剰余金合計	80,452,783	18,450,615		18,450,615	98,903,398
自己株式	△ 150,000			0	△ 150,000
自己株式合計	△ 150,000			0	△ 150,000
株主資本合計	105,302,783	18,450,615		18,450,615	123,753,398
純資産の部合計	105,302,783	18,450,615		18,450,615	123,753,398

第 25 期利益処分について

剰余金処分案は、次のとおりです。

配当金 無し

監査報告書

株式会社ふれあい下妻、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第25期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記票、事業報告及び付属明細書を監査しました結果、適正かつ正確であることを認めます。

令和5年6月12日

株式会社ふれあい下妻

代表取締役 菊池 博 殿

監査役 大塚 功

監査役 古澤 真人

令和5年度損益見込

《株式会社ふれあい下妻・道の駅しもつま》

単位:千円

科 目	令和4年度	令和5年度	前期対比
売上高	763,907	783,220	102.5%
売上原価	466,546	477,764	102.4%
売上原価率	61.1%	61.0%	△0.1pt
売上総利益	297,361	305,456	102.7%
人件費	179,396	183,000	102.0%
一般管理費	103,837	106,000	102.0%
【販売費及び一般管理費】	283,233	289,000	102.0%
営業利益	14,128	16,456	116.4%
営業外収益	5,790	5,900	101.8%
営業外費用	408	416	101.9%
税引前当期純利益	19,510	21,940	112.4%
法人税等	1,060	7,280	
当期純利益	18,450	14,660	79.4%

キャッシュフロー計算書

(単位：円)
自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

株式会社 ふれあい下妻

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュフロー	
税引前当期利益	19,510,615
減価償却費	6,400,430
貸倒引当金の増減額	14,200
退職給付引当金の増減額	0
受取利息及び受取配当金	△ 1,080
支払利息及び割引料	402,435
固定資産除却損	0
売上債権の増減額	△ 2,120,697
棚卸資産の増減額	853,255
その他流動資産の増減額	870,795
仕入債務の増減額	5,545,913
未払費用の増減額	2,854,446
未払消費税等の増減額	934,000
その他流動負債の増減額	△ 5,045,110
(小計)	30,219,202
利息及び配当金の受取額	1,080
利息及び割引料の支払額	△ 402,435
法人税等の支払額	△ 1,060,000
営業活動によるキャッシュフロー	28,757,847
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産の取得による支出	△ 1,060,680
固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	△ 1,060,680
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金増減額	0
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	△ 7,992,000
その他財務活動の増減額	0
財務活動によるキャッシュフロー	△ 7,992,000
IV 現金及び現金同等物の増加額	19,705,167
V 現金及び現金同等物期首残高	133,590,663
VI 現金及び現金同等物期末残高	153,295,830

議案第49号

下妻市市税条例の一部改正について

下妻市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

下妻市条例第 号

下妻市市税条例の一部を改正する条例

下妻市市税条例（平成17年下妻市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

付則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の

35」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の下妻市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき下妻市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第15条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

下妻市市税条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者<u>の同項の</u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税<u>若しくは市民税に充当し</u>_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u>_____。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</u>当該納税義務者<u>の前項の</u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、<u>個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し</u>、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>を納付し、若しくは納入する</u>。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者</u></p>

現 行	改 正
<p>2 <u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p><u>は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>

現 行	改 正
<p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び</u> 県民税額<u>の合算額</u> (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>	<p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>により</u> 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>により</u> 徴収する。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の</u> 県民税額<u>及び森林環境税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>により</u> 徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定<u>により</u> 徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>

現 行	改 正
<p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定<u>によって</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収</p>	<p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合<u>には</u>_____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。</u>)の合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合<u>には</u>_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定<u>により</u>特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収</p>

現 行	改 正
<p>の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>によって</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>によって</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の市民税を徴収される納税義務者</p>	<p>の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>により</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者</p>

現 行	改 正
<p>が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴</p>	<p>が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった場合<u>には</u>_____、特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>_____それぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合<u>には</u>_____直ちに、普通徴収の方法<u>により</u> 徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u> 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴</p>

現 行	改 正
<p>収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <hr/> <p><u>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</u></p> <hr/> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>によって徴収することが著しく</u>困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額<u>_____</u>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって徴収する場合においては</u>、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)</p>	<p>収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該納税者の未納に係る徴収金<u>を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>により徴収することが</u>著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合<u>には</u> <u>_____</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。</u>)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法<u>により徴収する場合</u> <u>には</u> <u>_____</u>、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)</p>

現 行	改 正
<p>の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>によって徴収する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によ</u> <u>って</u>徴収するものとする。</p>	<p>の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>により徴収する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によ</u> <u>り</u>徴収するものとする。</p>

現 行	改 正
<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <p>_____当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u></p> <p>_____。</p> <p>付 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>_____徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金<u>を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>付 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

現 行	改 正
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

令和 5 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計
特 別 会 計
介 護 保 険

目 次

一般会計補正予算	59
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	62
歳入	64
歳出	66
補正予算債務負担行為調書	70
介護保険特別会計補正予算	71

議案第50号

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,803,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月23日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,819,790	11,109	2,830,899
	1. 国庫負担金	2,180,594	1,022	2,181,616
	2. 国庫補助金	626,250	10,087	636,337
15. 県支出金		1,393,061	7,206	1,400,267
	1. 県負担金	812,711	511	813,222
	2. 県補助金	466,437	6,695	473,132
17. 寄附金		600,301	5,130	605,431
	1. 寄附金	600,301	5,130	605,431
18. 繰入金		1,474,213	36,657	1,510,870
	1. 特別会計繰入金	1,248	24,816	26,064
	2. 基金繰入金	1,472,965	11,841	1,484,806
19. 繰越金		396,728	81,634	478,362
	1. 繰越金	396,728	81,634	478,362
20. 諸収入		457,138	3,100	460,238
	5. 雑収入	426,524	3,100	429,624
歳入合計		18,658,279	144,836	18,803,115

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,130,627	117,785	3,248,412
	1. 総務管理費	2,505,058	114,573	2,619,631
	2. 徴税費	323,595	1,100	324,695
	3. 戸籍住民基本台帳費	219,723	2,112	221,835
3. 民生費		6,614,775	2,047	6,616,822
	1. 社会福祉費	3,587,727	2,047	3,589,774
6. 農業費		738,736	12,807	751,543
	1. 農業費	738,736	12,807	751,543
8. 土木費		1,672,668	△2,730	1,669,938
	2. 道路橋梁費	616,987	1,870	618,857
	4. 都市計画費	893,229	△4,600	888,629
10. 教育費		1,857,928	14,927	1,872,855
	1. 教育総務費	308,173	12,012	320,185
	5. 社会教育費	458,843	2,915	461,758
歳出合計		18,658,279	144,836	18,803,115

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校送迎バス業務委託	令和6年度から令和10年度まで	116,880
幼稚園送迎バス業務委託	令和6年度から令和8年度まで	68,454

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,818,828		5,818,828	30.9
2. 地 方 譲 与 税	239,560		239,560	1.3
3. 利 子 割 交 付 金	2,350		2,350	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,110		32,110	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,128		21,128	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	111,000		111,000	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,099,696		1,099,696	5.9
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000		14,000	0.1
9. 地 方 特 例 交 付 金	36,000		36,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	3,200,000		3,200,000	17.0
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,423		3,423	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	82,725		82,725	0.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	125,403		125,403	0.7
14. 国 庫 支 出 金	2,819,790	11,109	2,830,899	15.1
15. 県 支 出 金	1,393,061	7,206	1,400,267	7.4
16. 財 産 収 入	15,225		15,225	0.1
17. 寄 附 金	600,301	5,130	605,431	3.2
18. 繰 入 金	1,474,213	36,657	1,510,870	8.0
19. 繰 越 金	396,728	81,634	478,362	2.5
20. 諸 収 入	457,138	3,100	460,238	2.5
21. 市 債	715,600		715,600	3.8
歳 入 合 計	18,658,279	144,836	18,803,115	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	198,233		198,233	1.0
2. 総務費	3,130,627	117,785	3,248,412	17.3
3. 民生費	6,614,775	2,047	6,616,822	35.2
4. 衛生費	1,506,299		1,506,299	8.0
5. 労働費	27,066		27,066	0.1
6. 農業費	738,736	12,807	751,543	4.0
7. 商工費	261,586		261,586	1.4
8. 土木費	1,672,668	△2,730	1,669,938	8.9
9. 消防費	775,675		775,675	4.1
10. 教育費	1,857,928	14,927	1,872,855	10.0
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,844,681		1,844,681	9.8
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	18,658,279	144,836	18,803,115	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
9,812		16,971	91,002
1,808			239
6,695			6,112
		2,000	△4,730
			14,927
18,315		18,971	107,550

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,074,833	1,022	2,075,855
計	2,180,594	1,022	2,181,616

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	275,284	10,087	285,371
計	626,250	10,087	636,337

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	812,011	511	812,522
計	812,711	511	813,222

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

4. 農業費県補助金	193,978	6,695	200,673
計	466,437	6,695	473,132

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	600,300	5,130	605,430
計	600,301	5,130	605,431

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

2. 介護保険特別会計繰入金	248	24,816	25,064
計	1,248	24,816	26,064

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 社会福祉費負担金	1,022	低所得者保険料軽減負担金(介護分)増

1. 総務管理費補助金	10,087	デジタル基盤改革支援補助金
-------------	--------	---------------

1. 社会福祉費負担金	511	低所得者保険料軽減負担金(介護分)増
-------------	-----	--------------------

1. 農業費補助金	6,695	儲かる産地支援事業補助金
-----------	-------	--------------

1. 総務管理費寄附金	5,130	庁舎建設寄附金増
-------------	-------	----------

1. 介護保険特別会計繰入金	24,816	介護保険特別会計繰入金増
----------------	--------	--------------

国庫負担金・国庫補助金・県負担金・県補助金・寄附金・特別会計繰入金

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. 庁舎建設基金繰入金	333,402	11,841	345,243
計	1,472,965	11,841	1,484,806

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	396,728	81,634	478,362
--------	---------	--------	---------

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

2. 雑入	426,483	3,100	429,583
計	426,524	3,100	429,624

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 庁舎建設基金繰入金	11,841	庁舎建設基金繰入金増

1. 前年度繰越金	81,634	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

1. 総務費雑入	1,100	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
6. 土木費雑入	2,000	移住・定住・交流推進支援事業助成金

3. 歳出
(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 財産管理費	133,801	7,795	141,596			
4. 企画費	649,655	△8,879	640,776			
5. 基金費	220,483	5,130	225,613			5,130
6. 電算費	361,319	0	361,319	7,700		
12. 庁舎等建設事業費	310,422	11,841	322,263			11,841
13. 諸費	75,849	98,686	174,535			
計	2,505,058	114,573	2,619,631	7,700		16,971

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
7,795	12. 委託料	6,549	01 財産管理経費	6,549
			12 委託料	6,549
	14. 工事請負費	1,246	草刈・剪定等委託料	2,644 増
			公共施設等マネジメントアドバイザー業務委託料	3,905
			02 庁舎管理経費	1,246
			14 工事請負費	1,246
			諸工事	
△8,879	7. 報償費	△5,592	03 地域おこし協力隊事業費	△9,592
			7 報償費	△5,592
	13. 使用料及び賃借料	713	隊員謝礼減	
			18 負担金補助及び交付金	△4,000
			活動費補助金減	
	18. 負担金補助及び交付金	△4,000	07 DX推進経費	713
			13 使用料及び賃借料	713
			情報システム使用料増	
	24. 積立金	5,130	01 基金積立金	5,130
			24 積立金	5,130
			庁舎建設基金積立増	
△7,700				
	12. 委託料	5,841	01 庁舎等建設事業費	11,841
			12 委託料	5,841
	14. 工事請負費	6,000	太陽光発電設備使用前自己確認業務委託料	
			14 工事請負費	6,000
			銘板等設置工事	
98,686	22. 償還金、利子及び割引料	98,686	02 過年度返還金	98,686
			22 償還金、利子及び割引料	98,686
			過年度国県支出金その他返還金増	
89,902				

総務管理費

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 賦課費	81,938	1,100	83,038			
計	323,595	1,100	324,695			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

2. 戸籍住民基本台帳電算費	43,050	2,112	45,162	2,112		
計	219,723	2,112	221,835	2,112		

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

2. 高齢福祉費	733,718	2,047	735,765	1,533		
計	3,587,727	2,047	3,589,774	1,533		

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	120,728	0	120,728	275		
計	774,702	0	774,702	275		

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	171,912	12,807	184,719	6,695		
----------	---------	--------	---------	-------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
1,100	12. 委託料	1,100	01 賦課事務経費 12 委託料 森林環境税対応システム改修委託料	1,100 1,100
1,100				

	12. 委託料	2,112	01 戸籍住民基本台帳電算経費 12 委託料 戸籍システム標準化移行支援業務委託料	2,112 2,112

514	27. 繰出金	2,047	06 介護保険特別会計繰出 27 繰出金 低所得者保険料軽減負担分 過年度分	2,047 2,047 988 増 1,059
514				

△275				
△275				

6,112	14. 工事請負費	1,760	06 銘柄産地推進経費	11,047
-------	-----------	-------	-------------	--------

徴税費・戸籍住民基本台帳費・社会福祉費・生活保護費・農業費

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	738,736	12,807	751,543	6,695		

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	260,564	1,870	262,434			
計	616,987	1,870	618,857			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

5. Waiwai ドーム しもつま 管理費	29,832	△4,600	25,232			2,000
---------------------------------	--------	--------	--------	--	--	-------

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	18. 負担金補助 及び交付金	11,047	18 負担金補助及び交付金 儲かる産地支援事業補助金 07 やすらぎの里直売所・加工施設管理費 14 工事請負費 空調設備更新工事増
6,112			

1,870	18. 負担金補助 及び交付金	1,870	02 道路維持経費 18 負担金補助及び交付金 道の駅しもつまキャッシュレス決済シ テム導入補助金
1,870			

△6,600	7. 報償費	1,265	01 Waiwaiドームしもつま管理運営 経費	△6,600
	10. 需用費	185	12 委託料 地域活性化起業人提案事業委託料減	△1,000
	11. 役務費	55	18 負担金補助及び交付金 地域活性化起業人派遣負担金減	△5,600
	12. 委託料	△505	03 WaiwaiPLAYパーク促進事業	2,000
	18. 負担金補助 及び交付金	△5,600	7 報償費 講師謝礼 10 需用費 消耗品費 印刷製本費 11 役務費 広告料 12 委託料 企画運営支援業務委託料	1,265 185 31 154 55 495 275

農業費・道路橋梁費・都市計画費

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	893,229	△4,600	888,629			2,000

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

3. 教育指導費	121,739	12,012	133,751			
計	308,173	12,012	320,185			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

2. 公民館費	112,793	1,100	113,893			
4. 図書館費	121,514	1,815	123,329			
計	458,843	2,915	461,758			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			アンケート調査業務委託料 220
△6,600			

12,012	12. 委託料	1,375	03 スクールサポートセンター運営経費 12,012
			12 委託料 1,375
	14. 工事請負費	10,637	スクールサポートセンター警備業務委託料 66
			移転業務委託料 1,309
			14 工事請負費 10,637
			スクールサポートセンター改修工事
12,012			

1,100	12. 委託料	1,100	02 千代川公民館管理運営経費 1,100
			12 委託料 1,100
			アスベスト含有調査委託料
1,815	10. 需用費	1,815	03 図書館維持管理経費 1,815
			10 需用費 1,815
			修繕料増
2,915			

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
小学校送迎バス業務委託	116,880			令和6年度から 令和10年度まで	116,880				116,800
幼稚園送迎バス業務委託	68,454			令和6年度から 令和8年度まで	68,454				68,454

議案第51号

令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,226,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月23日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金		623,622	2,047	625,669
	1. 一般会計繰入金	592,084	2,047	594,131
9. 繰越金		1	288,794	288,795
	1. 繰越金	1	288,794	288,795
歳入合計		3,936,000	290,841	4,226,841

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 基金積立金		51	99,578	99,629
	1. 基金積立金	51	99,578	99,629
4. 諸支出金		749	191,263	192,012
	1. 償還金及び還付加算金	501	166,447	166,948
	2. 繰出金	248	24,816	25,064
歳出合計		3,936,000	290,841	4,226,841

下妻市介護保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 保 険 料	830,053		830,053	19.6
2. 分 担 金 及 び 負 担 金	8,613		8,613	0.2
3. 使 用 料 及 び 手 数 料	110		110	0.0
4. 国 庫 支 出 金	899,583		899,583	21.3
5. 支 払 基 金 交 付 金	1,014,963		1,014,963	24.0
6. 県 支 出 金	552,841		552,841	13.1
7. 財 産 収 入	50		50	0.0
8. 繰 入 金	623,622	2,047	625,669	14.8
9. 繰 越 金	1	288,794	288,795	6.8
10. 諸 収 入	6,164		6,164	0.2
歳 入 合 計	3,936,000	290,841	4,226,841	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	108,973		108,973	2.6
2. 保険給付費	3,698,000		3,698,000	87.5
3. 基金積立金	51	99,578	99,629	2.4
4. 諸支出金	749	191,263	192,012	4.5
5. 地域支援事業費	126,806		126,806	3.0
6. 予備費	1,421		1,421	0.0
歳出合計	3,936,000	290,841	4,226,841	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			99,578
			191,263
			290,841

2. 歳入

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5. 低所得者保険料軽減繰入金	40,884	2,047	42,931
計	592,084	2,047	594,131

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	288,794	288,795
--------	---	---------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 低所得者保険料軽減繰入金	2,047	低所得者保険料軽減繰入金 過年度分
		988 増 1,059

1. 前年度繰越金	288,794	前年度繰越金増
-----------	---------	---------

3. 歳出

(款) 3. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 介護給付費準備基金積立金	51	99,578	99,629			

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 償還金	1	166,447	166,448			
計	501	166,447	166,948			

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	248	24,816	25,064			
------------	-----	--------	--------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
99,578	24. 積立金	99,578	01 介護給付費準備基金積立金 24 積立金 介護給付費準備基金積立増	99,578 99,578

166,447	22. 償還金、利子及び割引料	166,447	01 償還金 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増	166,447 166,447
166,447				

24,816	27. 繰出金	24,816	01 一般会計繰出金 27 繰出金 一般会計繰出金増	24,816 24,816
--------	---------	--------	----------------------------------	------------------

認定第1号

令和4年度下妻市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度下妻市一般会計歳入歳出決算書に監査委員の審査意見を付けて別冊のとおり提出するから認定せられたい。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

認定第2号

令和4年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書に監査委員の審査意見を付けて別冊のとおり提出するから認定せられたい。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

認定第3号

令和4年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書に監査委員の審査意見を付けて別冊のとおり提出するから認定せられたい。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

認定第4号

令和4年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算書に監査委員の審査意見を付けて別冊のとおり提出するから認定せられたい。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

認定第5号

令和4年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書に監査委員の審査意見を付けて別冊のとおり提出するから認定せられたい。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

認定第6号

令和4年度下妻市水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度下妻市水道事業会計決算書に監査委員の審査意見を付けて別冊のとおり提出するから認定せられたい。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博

認定第7号

令和4年度下妻市下水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度下妻市下水道事業会計決算書に監査委員の審査意見を付けて別冊のとおり提出するから認定せられたい。

令和5年8月23日提出

下妻市長 菊池 博